

パネルディスカッション議題 3b

「暴力、偏見、ステレオタイプからの自由」における
田中由美子第 64 回国連女性の地位委員会日本代表 ステートメント

発言の機会をいただき、ありがとうございます。

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む、重大な人権侵害です。日本は、女性に対する暴力がいまだに解決されずに存続していることについて、「女性活躍以前の課題であり、女性活躍の場の拡大を更に推進するためには、こうした残された課題の解消に今まさに取り組むべき」と明確に認識しています。

こうした認識の下、2017 年には、性犯罪の実情にかんがみ事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪と監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備、強姦罪等を親告罪とする規定の削除などを内容とする刑法の改正を行いました。

また、オンライン上での暴力に関しては、2014 年に性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為を罰するリベンジポルノ法を整備するとともに、2016 年には、ストーカー規制法を改正し、規制対象行為である「つきまとい等」に、SNS のメッセージ送信やブログ等個人のページにコメントをする行

為を追加しました。

被害者支援においては、2017年に、性犯罪被害者が相談するための全国共通電話番号を導入し、2019年には、24時間、無料で相談対応を可能としました。

また、医師に心身の治療や警察への同行支援などをワンストップで行う性犯罪・性暴力被害者のための支援センターを47の全都道府県に設置しました。

日本は、今後とも、女性に対する暴力の根絶を図るため、不断の努力を続けていきます。